

# 岡山市中区福祉事務所清掃業務委託仕様書

この仕様書は、清掃作業の標準的大要を示すもので、その他の軽微なもの又は本書に記載のない事項であっても、中区福祉事務所の美観衛生の保持又は建物の管理上甲が必要と認めた作業は、乙は契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 履行場所

岡山市中区赤坂本町11番47号（岡山市中区福祉事務所）

## 3 清掃場所及び面積

別表1に定めるところによる。 ※（別添）清掃範囲図参照のこと

## 4 清掃区分及び清掃内容

別表2に定めるところによる。

## 5 作業時間

### (1) 日常清掃

日常清掃は、午後1時から午後5時までの間に実施するものとする。

（4時間拘束を意味するものではない。）

※土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

※ただし、甲が指定する場所は、中区福祉事務所係員（以下「係員」という。）の指示する日時に実施するものとする。

### (2) 定期清掃

契約期間に1回、閉庁日において実施するものとする。ただし、執務に支障のない場所及び係員の指示があった場合は、この限りでない。

### (3) ごみ処理作業

日常作業は、原則として市の指定する分別項目に分け、係員指定のごみ置場まで運搬する。可燃物は1回/週、その他は1回/月処分場への収集・運搬を行う。

## 6 作業人員

業務完成に必要な作業員（以下「作業員」という。）の数及びその勤務時間等については、乙の権限において判断し決定するものとする。

## 7 作業員の心得

(1) 作業員は、事務所の出入り及び作業中は、常に標識を付けなければならない。

(2) 作業員は、清掃場所を清潔かつ衛生的に清掃を行い、あわせて事務所の美観に十分注意するよう努めなければならない。

(3) 作業員は、常に服装を正し、言語及び態度を良くし、他人に不快の感を与えないようにしなければならない。

(4) 作業員は、業務上又はその他で知り得た市の業務に関する事項を他人に漏らしてはならない。

- (5) 作業員は、盗難及び火災の予防に留意し、作業終了の際は、窓・扉の施錠、火気取締まり及び消灯を行うものとする。
- (6) 作業員は、作業中に器物を破損したとき又は破損を発見したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

## 8 その他

- (1) 清掃に必要な機械器具及び消耗品は、いっさい乙の負担とする。乙の負担する消耗品は、トイレットペーパー、手洗い石鹸（液体）、ナイロン袋（汚物・生ゴミ用含む）、女性用生理用ナプキン及び清掃に必要な洗剤等とする。
- (2) 乙が清掃中に使用する洗剤及び材料は、すべて品質良好なものを使用し、あらかじめ係員の承諾を受けるものとする。
- (3) 乙は、作業員名簿（住所・氏名・生年月日）を作成し、甲に提出するものとする。また、作業員に異動が生じた場合は、異動届を提出するものとする。
- (4) 乙は、作業員の始業について、あらかじめ、係員の承諾を受け、作業終了後、日報を提出し、係員の確認を受けること。
- (5) 係員は清掃について、随時調査を行い又は報告を求め、必要があるときは、その改善又は手直しを命ずることができる。
- (6) 乙は、委託契約書及び仕様書に記載された事項について、作業員に周知させるものとする。
- (7) 軽微な変更（一部改築等による清掃箇所の多少の増減等を含む）については、委託金額に変更は行わないものとする。大幅な変更が必要となった場合は、必要に応じて、その都度双方協議するものとする。

別表 1

清掃場所		日常清掃面積	定期清掃面積	床 材
建 物		447.16 m <sup>2</sup>	1,018.65 m <sup>2</sup>	
1 階	福祉事務所	—	344.09 m <sup>2</sup>	タイルカーペット
	市民サービスコーナー	—	30.00 m <sup>2</sup>	タイルカーペット
	更衣室	—	7.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	会議室	20.00 m <sup>2</sup>	20.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	面接室（5室）	32.10 m <sup>2</sup>	32.10 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	トイレ（男子・女子・多目的）	30.00 m <sup>2</sup>	30.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	風除室	11.40 m <sup>2</sup>	11.40 m <sup>2</sup>	苑路タイル
	ロビー	25.20 m <sup>2</sup>	25.20 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	ホール	30.00 m <sup>2</sup>	30.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	湯沸室	5.00 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	E V	6.60 m <sup>2</sup>	6.60 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	通路・階段等	41.01 m <sup>2</sup>	41.01 m <sup>2</sup>	ビニル床タイル
	小 計	201.31 m <sup>2</sup>	582.40 m <sup>2</sup>	
2 階	共有倉庫	—	12.15 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	福祉シヨブ・サボート・スペース岡山中	—	20.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	地域包括支援センター	—	67.50 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	書庫	—	76.75 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	すこやか相談室	—	14.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	会議室（2室）	95.55 m <sup>2</sup>	95.55 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	面接室（3室）	18.00 m <sup>2</sup>	18.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	トイレ（男子・女子・多目的）	30.00 m <sup>2</sup>	30.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	湯沸室	5.00 m <sup>2</sup>	5.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
	授乳室	6.00 m <sup>2</sup>	6.00 m <sup>2</sup>	ビニル床シート
ホール・廊下・階段等	91.30 m <sup>2</sup>	91.30 m <sup>2</sup>	ビニル床タイル	
小 計	245.85 m <sup>2</sup>	436.25 m <sup>2</sup>		
窓ガラス		—	130.00 m <sup>2</sup>	
屋 外（2階機械置場含む）		986.90 m <sup>2</sup>	—	
合 計		1434.06 m <sup>2</sup>	1148.65 m <sup>2</sup>	

別表 2 (清掃区分及び清掃内容)

(1) 日常清掃

清掃場所	床 材	作 業 内 容
会議室 面接室 ホール ロビー E V 通路 階段等	ビニール 床シート	1 床面掃き、拭き 2 汚れ箇所の水、洗剤拭き及び必要に応じワックス塗布 3 吸塵及び汚れ箇所の薬品によるしみ抜き 4 ベンチ、ロッカー、キャビネット、ドア等の拭き上げ 5 くずかご、灰皿の手入れ 6 金具等の磨き上げ 7 低所壁面、扉、間仕切の除塵 8 E Vカゴ内の拭き上げ、扉・スイッチ等の拭き上げ 9 階段、手すり等の拭き上げ
風除室 その他 出入口	苑路タイル	1 床面掃き及び出入口付近への散水 2 汚れ箇所の水拭き及び必要に応じ洗剤拭き 3 出入口扉のガラス及び床面、金具類の磨き 4 マット類の清掃
トイレ 湯沸室 授乳室	ビニール 床シート	1 床面モップ拭き及び必要に応じ洗剤拭き 2 便器、洗面器等衛生陶器の洗浄 3 便器、洗面器等取付金具の拭き上げ 4 汚物入れの処理及び消毒、必要に応じて洗剤洗い 5 石けん水及びトイレトペーパー等の補充 6 女性用生理用ナプキンの設置、補充等 7 壁、間仕切、ドア等の拭き上げ 8 鏡及び鏡台(タイル)の拭き上げ 9 湯沸器、流し台の拭き上げ及び洗浄 10 茶がら及び不燃物入れの処理
屋 外 駐車場 2階ベランダ (機械置場)		1 掃き掃除及び見回り清掃 2 排水側溝の土砂取り除き 3 植込みの散水・草取り
その他		1 係員の指示する場所

## (2) 定期清掃

清掃場所	床 材	作 業 内 容
福祉事務所 市民サービス コーナー	タイル カーペット	1 全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去すること (契約期間に1回) 2 幅木、壁面、扉等の手入れ
更衣室 会議室 面接室 ホール ロビー E V 通路 階段 共有倉庫 すこやか相談室 地域包括支援 センター 書庫 福祉シヨブ・サホート ・スペース岡山中	ビニール 床シート	1 底面の洗浄仕上げ及びワックスがけ (契約期間に1回) 2 幅木、壁面、扉等の手入れ
風除室 その他 出入口	苑路タイル	1 床面の洗浄仕上げ及びワックスがけ (契約期間に1回) 2 幅木、壁面、扉等の汚れ箇所の手入れ
トイレ 湯沸室 授乳室	ビニール 床シート	1 トイレ床面の洗剤洗い 湯沸室・授乳室床面の洗浄仕上げ及びワックス がけ (契約期間に1回)
ガラス窓		1 薬品投与による洗い拭き上げ (契約期間に1回) 2 サッシの手入れ 3 ブラインドの清掃 (契約期間に1回、係員の指示する時)
エアコンフィルター 空調換気扇の清掃 (トイレ含む)		1 電気掃除機又は水洗いで清掃、日陰で乾かす 注) 汚れがひどい場合、柔らかいブラシや適性洗 剤による洗浄を行うこと (契約期間に1回)
その他		1 係員の指示する場所

(3) 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

作 業 項 目	作 業 内 容
分別・運搬	1 ごみ（生ごみ、缶・瓶等の資源ごみを含む）については、市の指定する項目に分別する 2 中区福祉事務所内の指定する場所へ運搬する
処理	1 市の指定する処分場へ搬送・処理する